

## 東京大学授業料免除・授業料徴収猶予実施要項

平成31年2月28日

総長 裁定

(趣旨)

1. この要項は、東京大学学部通則第57条、東京大学大学院学則第39条第1項及び東京大学教育学部附属中等教育学校学則第33条の規定に基づき、授業料免除及び授業料徴収猶予に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施時期)

2. 前期、後期毎に実施するものとし、掲示その他の方法により告知する。

(採択方針)

3. 授業料免除に係る採択方針については、奨学厚生担当の理事が別に定める。

(申請手続)

4. 授業料免除を希望する者は、授業料免除申請書に、授業料徴収猶予を希望する者は、授業料徴収猶予申請書に必要書類を添えて、総長に申請しなければならない。

(審査)

5. 奨学厚生担当の理事が別に定める基準により審査のうえ、許可者を決定する。

(結果の通知)

6. 奨学厚生担当の理事は、授業料免除及び授業料徴収猶予の結果について通知を行う。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。